

法テラス福岡における地方自治体等の 関係機関との連携の取組

令和8年7月3日

日本司法支援センター福岡地方事務所（法テラス福岡）

法テラス福岡での司法ソーシャルワークの取組

●弁護士ナビゲーション(弁ナビ)

電話

福祉機関職員を対象とした、弁護士による情報提供

●リーガルエイドプログラム(LAP)

面談

生活保護受給者等を対象とした、福祉事務所での民事法律
扶助法律相談

●オンラインリモート・コネクション(リモコ)

オンライン

支援員同席での、民事法律扶助のオンライン法律相談

法テラス福岡における司法ソーシャルワークの取組一覧

(高齢者・障がい者等連携支援事業に関する覚書H28(2016).3.29締結)

名称	弁ナビ (弁護士ナビゲーション)	LAP (リーガルエイドプログラム)	リモコ (リモートコネクション)
対象者	福祉機関職員	①生活保護受給者 ②生活困窮者自立支援法による各支援事業対象者 ③子育て世帯及び高齢者世帯(那珂川市のみ)	自治体における各事業の対象者で、支援者同席による相談可能な方
方法	電話による情報提供	扶助法律相談(面談)	扶助法律相談(オンライン)
支援者同席	－	推奨	必須(協定書実施要領で定められている。)
申込者	福祉機関職員等支援者		
特徴①	支援者が、自身担当の被支援者に関する問題について、弁護士から情報提供を受ける。	支援対象者に関する個人情報(相談担当弁護士・相談種別・代理援助開始決定日及び終結日等)を自治体と法テラス福岡が共有	支援対象者に関する個人情報(相談担当弁護士・相談種別・代理援助開始決定日及び終結日等)を自治体と法テラス福岡が共有
特徴②	情報提供後、必要に応じて、被支援者との法律相談実施(面談、出張、Web)	相談担当弁護士は相談時間中待機し、空き枠はケースワーカー等の単独相談(ケース会議)での利用可能	Teamsを利用したWeb相談
代理相談	－	○	×
扶助要件	－	該当者のみ	該当者のみ
対象自治体	福岡地区、筑後地区	12市19か所 福岡市(東区・博多区・早良区・西区・中央区・城南区・南区・自立支援) 久留米市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、糸島市、宗像市、直方市、那珂川市、福津市、小郡市	筑前町、東峰村
協定	－	自治体ごとに個別協定あり。 弁護士会との三者協定	自治体ごとに個別協定あり。 弁護士会との三者協定
名簿	弁護士会提供	弁護士会提供(久留米・直方は弁護士会配点)	スタ弁が担当
配点方法	名簿順	名簿順	スタ弁が担当
弁護士への引継	所定の書式(法テラス職員概要記載)をFAX	予約表	予約表

自治体との連携スキーム構築の経緯①

(高齢者・障がい者支援活動)

●法テラス福岡の取組

地域包括支援センターその他の福祉機関からの要請に基づき、常勤弁護士を中心とする若手弁護士有志15名の名簿で出張相談、講演及びケース会議を実施

各々が独自に取組を実施

●福岡県弁護士会の取組

高齢者障がい者相談センター「あいゆう」による、電話相談、来館相談、福祉の当番弁護士等

自治体との連携スキーム構築の経緯②

(高齢者・障がい者支援活動)

<日弁連モデル事業（平成27年2月から半年間）>

日弁連・高齢者社会対策本部からの提案により、法テラス福岡及び福岡県弁護士会が共同で高齢者・障がい者への支援事業を行う。

- ① 法テラス福岡及び福岡県弁護士会のいずれかの電話による相談や支援要請があった場合に、ワンストップで対応（電話や出張相談）できる体制の構築
→現在の弁護士ナビゲーション（弁ナビ）
- ② 民事法律扶助資力要件を満たさない高齢者に対しても無料相談を行う
- ③ 福岡市内の地域包括支援センター職員を対象に、講演活動を行う
- ④ 法テラス福岡と福岡県弁護士会が事業運営会議を開催し、情報共有を行う
→現在、高齢者・障がい者連携支援事業運営会議を定期実施

弁護士ナビゲーション（弁ナビ）

- ・・・福祉機関職員への弁護士による情報提供(具体的な流れは7ページ参照)

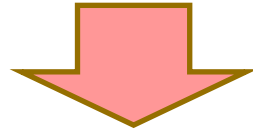
平成24年8月導入

- ・法テラス情報提供専門職員が内容を聴き取り、弁ナビ当番の弁護士に取次ぎ、その弁護士から折り返し電話をかけてアドバイスを行う
- ・常勤弁護士及びあさかぜ基金法律事務所(※)所属の弁護士(以下、「あさかぜ弁護士」という。)が担当

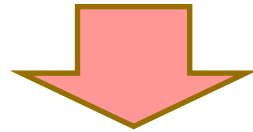
(※)あさかぜ基金法律事務所

九州弁護士会連合会がその管内の弁護士過疎地域に派遣する弁護士を養成するために基金を作り、その基金から資金を拠出して設立した公設事務所。令和8年1月末に閉所。

弁ナビ導入後、福祉機関職員が利用するケースが相当数あることが判明

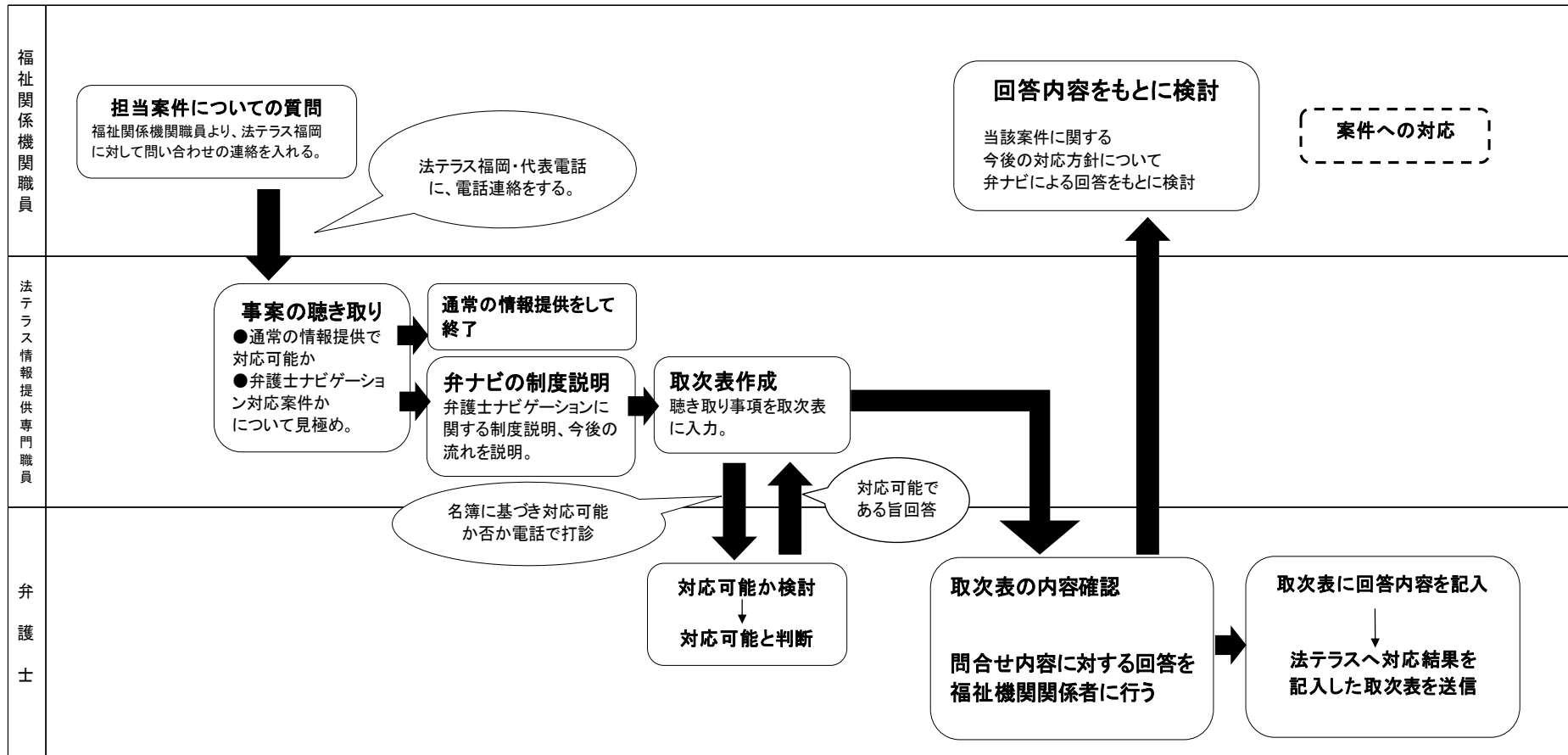


一般契約弁護士に裾野を広げるため、
若手弁護士向け説明会を実施し、受け皿体制を拡充した。



日弁連モデル事業認定を受け、
一般契約弁護士参入のスキームを構築した。

弁護士ナビゲーション実施の流れ



リーガルエイドプログラム（LAP）

- ・・・生活保護受給者等を対象とした、福祉機関において面談形式で実施する民事法律扶助相談

生活保護受給者及び生活困窮者自立支援制度の対象者は、

- ・多重債務、離婚、DV、経済的虐待など複合的な問題を抱えている
- ・自分の問題を認識できない、認識できても解決の意欲がない
- ・自発的に法律相談窓口にアクセスできない

LAP

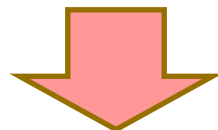


- ・弁護士が福祉事務所に出張し、ケースワーカー同席のもと法律相談を実施する
- ・相談後も法テラスと福祉事務所で情報共有し、ケースワーカーとの連携、協働による解決を図る。

「多重債務者支援プログラム」(平成21年頃)

- 福岡県、福岡市、福岡県弁護士会、法テラス福岡の連携スキーム

福祉事務所のケースワーカーが債務整理が必要な事案に直面した時に、法テラス福岡または福岡県弁護士会に支援要請をし、弁護士による法律相談を実施



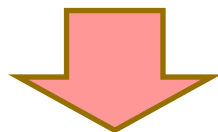
しかし、
本スキームの利用が低調・・・

福岡市を訪問し、理由を調査

- 福祉事務所内に本スキームが定着せず、忘れられている
- 支援要請に必要な書類が煩雑

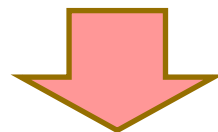


福岡市(生活困窮者自立支援のモデル自治体)としても、自立支援の具体的施策である「多重債務者支援プログラム」の活性化等について、法テラスとの連携を模索



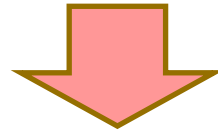
福祉事務所を指定相談場所とする扶助相談の実施スキームの原型が確立

- ・ 福岡市のみに限定
- ・ 相談担当は、常勤弁護士とあさかぜ弁護士



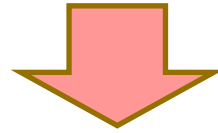
平成25年4月 「ふくおかリーガルエイドプログラム」開始

- ・ ケースワーカー同席のもと、福祉事務所での扶助相談を実施
- ・ 法テラスと福祉事務所との間で情報共有し、ケースワーカーとの連携・協働による解決を図る



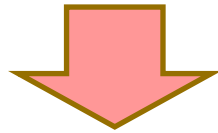
想定以上のニーズがあることが判明

若手弁護士向け説明会を実施し、受け皿体制を拡充した。



平成26年8月

福岡市保護課、福岡県弁護士会、法テラス福岡の三者協議により、
一般契約弁護士参入のスキームを構築



他自治体にも広がる(令和8年6月時点:12市19自治体)

オンラインリモート・コネクション（リモコ）

・・・ケアマネージャー等の支援を受けている方を対象とし、支援員同席での、オンライン型民事法律扶助相談

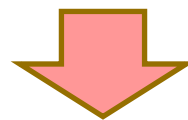
法テラス福岡の司法ソーシャルワーク事業（弁護士ナビゲーション（弁ナビ）、リーガルエイドプログラム（LAP））は、福岡市や久留米市といった大都市及びその周辺地域を中心に展開

課題

対象地域や対象者を広げる

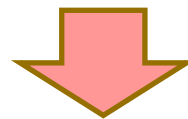
被援助者が相談したい場所で相談する

遠隔地へ派遣できる弁護士を確保する

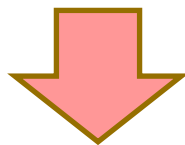


遠隔地での取組に広げたい

オンラインによる民事法律扶助相談実施を検討

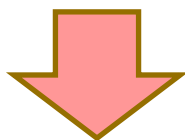


副所長(社会福祉士)より、単独で地域包括直営の中核機関(基幹支援センター)を立ち上げた先駆け的な自治体として、筑前町の紹介を受ける。



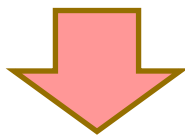
令和4年～

筑前町役場等を相談場所とした
オンラインによる民事法律扶助相談の試行



令和6年～

筑前町・福岡県弁護士会・法テラス福岡の三者協定締結



他自治体(東峰村)に広げる

常勤弁護士取り組み

- 常勤弁護士のパイロット的役割
- 福岡県弁護士会との協力関係
- 常勤弁護士と一般弁護士の役割分担